



2025 年度

「民間公益活動を推進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく

通常枠 [第 1 回]

就労が困難な若年層に対する支援を行う団体向け事業

実行団体公募要領

2026 年 2 月

一般社団法人ソーシャル・イノベーション・パートナーズ (SIP)

目次

第Ⅰ編 公募について	7
1章 休眠預金等に係る資金を活用した実行団体の公募について	7
01 公募の趣旨	7
02 休眠預金等交付金に係る資金の活用により目指す姿	7
03 休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則	8
04 優先的に解決すべき社会の諸課題	8
2章 助成対象となる事業	9
01 助成方針	9
02 助成対象事業	10
03 助成金の構成	11
3章 助成対象となる団体	12
01 実行団体とその役割	12
02 事業の評価	13
03 申請資格要件	13
04 申請時の注意事項	16
4章 助成対象となる経費	16
01 助成額の積算について	16
02 助成金の目的外使用の禁止・財産の処分制限	17
第Ⅱ編 申請について	18
1章 申請手続き	18
01 公募期間・スケジュール	18
02 申請方法	18
03 申請に必要な書類	19
04 公募説明会・個別相談会の実施	20
2章 審査結果の通知等	20
01 審査結果の通知方法	20
02 審査結果の情報公開	20
3章 審査について	21
01 審査項目の全体像と選定基準	21
02 審査段階について	25
03 ガバナンス・コンプライアンス体制等の確認等	25
04 その他の審査における着眼点	25
第Ⅲ編 選定から助成終了まで	27
1章 助成事業の流れ	27
01 助成期間中の主な流れ	27
02 内定から資金提供契約まで	28

03	資金提供契約及びその要点.....	28
04	助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行の確保.....	30
05	会計監査の実施	31
2章	その他.....	31
01	個人情報の取扱いについて.....	31
	お問い合わせ先	31
	別添1：ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書作成の際の参考 資料	32

公募概要

事業名	就労が困難な若年層に対する支援を行う団体向け事業
事業種別	イノベーション企画支援事業
解決すべき社会の諸課題	(1)子ども及び若者の支援に係る活動 (2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動 ④働くことが困難な人への支援 (3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動 ⑦地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
期待する活動概要	就労困難な若年層（主に 15～39 歳の方）に安定的な就労へ至るための支援を行う実行団体と、その実行団体の受益者の拡大と事業財務基盤の強化、各団体の成長・支援方法の学びの体系化と公開を、目指します。
事業期間	2029 年 2 月末を期限とする最大 3 年間
公募スケジュール	公募要項公開 : 2026 年 2 月 20 日 公募締め切り : 2026 年 3 月 19 日 17:00 実行団体の審査、内定通知 : 2026 年 4 月中 助成事業開始（第 1 段階） : 2026 年 5 月 助成事業開始（第 2 段階） : 2026 年 11 月 ※第 1 段階、第 2 段階の位置づけは「第 II 編 3 章 02 審査段階について」を参照
採択予定実行団体数	第 1 段階：4 団体、第 2 段階：最大 4 団体 ・第 2 段階の採択は第 1 段階採択団体内から行う。 ・第 1 段階時に第 2 段階を開始するための条件を付し、その解消を資金分配団体として支援し、解消され次第、採択する。 ※第 1 段階：2026 年 5 月～2026 年 10 月、第 2 段階：2026 年 11 月～2029 年 2 月（第 1 段階で付す条件が解消次第、第 2 段階を開始するため、最早では 2026 年 5 月開始。）
総事業費	258,418,706 円（資金分配団体予算含む）
1 団体あたりの助成額	第 1 段階：上限 300 万円。 第 2 段階：上限 4,200 万円（1,400 万円×3 年）。 ※拠出タイミングは各実行団体と討議の上、決定する。 ※拠出方法は、KPI のマイルストーンを定め、その達成可否に応じて拠出する形式をとる可能性もある。 ※助成事業に対する評価(事前評価・中間評価・事後評価)を実施していただきます。そのための経費である評価関連経費(助成金額の 5%以下)は上記に含まれません。1 団体あたり上限 225 万円（75 万円 x3 年）を想定します。
助成金の使途の想定	第 1 段階：人件費、調査研究費、旅費・交通費、業務委託費、等への資金拠出を想定。 第 2 段階：人件費、調査研究費、旅費・交通費、広告宣伝費、業務委託費、等への資金拠出を想定。
対象となる団体	概要は以下の通りですが、詳細は「第 I 編 3 章助成対象となる団体」、「第 II 編 3 章 01 審査項目の全体像と選定基準」を必ずご参照ください。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労が困難な若年層（主に 15～39 歳の方）に、安定的な就労へ至るための、心身の安定、生活環境の整備、社会参加の促進や学び直し、就職機会の獲得、安定的な定着、などの支援を行っている団体 ・ これまでに、一定程度の支援・事業の成果を財務的に黒字で運営実現しているものの、当該事業を拡大・拡張していくための資金や経営・組織力が不足している団体 ・ しかし、本助成での資金・経営面の支援を通じ、受益者拡大・拡張と、事業・財務基盤強化を同時に進めたい意向がある団体
選定基準	<p>項目は以下の通りですが、「第Ⅱ編 3 章 01 審査項目の全体像と選定基準」を必ずご参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の妥当性・社会性 ・ 事業の成長性と計画の実現可能性 ・ 目指す社会の変化と事業拡大との一貫性 ・ 財務の健全性 ・ 財務の持続性と計画の実現可能性 ・ 拡大／拡張が困難な理由と解決策の実現可能性 ・ SIP の貢献可能性 ・ 波及効果 / 連携と対話 ・ ガバナンス・コンプライアンス
対象地域	日本国内
申請方法	<p>本事業 WEB サイト（以下、同リンク）より申請書類をダウンロードしてください。</p> <p>同サイト上掲載の事前登録フォームに記入の上、返信メールにて共有された提出用フォルダに申請書類一式を格納ください。</p>

本助成事業の目的

本事業の目的

本事業は就労困難な若年層(主に 15～39 歳の方)に安定的な就労へ至るための支援を行う団体と共に、受益者の拡大と事業財務基盤の強化、各団体の成長・支援方法の学びの体系化と公開を目指します。

受益者拡大と事業財務基盤の強化：

資金と経営力が不足する団体が、
受益者の拡大・拡張と事業・財務基盤を構築・強化を実現し、
協働終了後も拡大・拡張の見通しが立っていること

各団体の成長・支援方法の学びの体系化と公開：

一般社団法人ソーシャル・イノベーション・パートナーズ(以下「当団体」「SIP」)と実行団体が、
本事業を通じて得た各団体の成長や支援方法の学びをともに体系化し、
他団体や中間支援団体が活用できる形で社会に公開すること

事業背景と趣旨

現在、安定的な就労に向け困難を抱える若年層は 75 万人以上存在しています。例えば、不登校児童生徒は約 42 万人、中高生ヤングケアラーは約 29 万人、要保護児童は 4 万人おり、こうした方々は、就労に困難を抱える傾向があります。一例として、若年層の児童養護施設の退所者の 1 年以内離職率は 43%、手取月収 20 万円未満は 70%、非正規雇用割合は 50%です。

これは、個人の不利益に留まらず、社会制度の維持の一層困難化など、社会全体にも影響を及ぼします。こうした状況に陥る背景は、本人・家庭、職場、社会など、広く多様で複雑です。

これらの問題の解決には、多くの支援団体の個別レベルでの取り組み、行政と団体との連携/団体間での連携、社会全体・国民レベルでの取り組み等がありますが、まだ十分ではありません。各支援団体を強化するには、事業費に加え、運営費、および、組織強化の資金とノウハウが足りていないことが大きな課題であると考えています。

これまで、当団体は、資金と経営支援をセットで提供し、支援後も団体が継続的に拡大する実績からその有用性と重要な支援の力点も経験則として確認してきました。こうした経験を活かし、本事業では若年層への就労支援において、受益者拡大と事業・財務基盤の強化、各団体の成長・支援方法に関する学びの体系化と公開を目指します。

第 I 編 公募について

1 章 休眠預金等に係る資金を活用した実行団体の公募について

01 公募の趣旨

我が国においては、人口減少、高齢化及び国際化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が生じており、国民生活の質や水準への影響等、様々な社会課題に直面しています。一方で、様々な社会課題の中には、法制度や予算等の仕組み上、既存の施策では十分な対応が困難であり、国及び地方公共団体では対応が困難な課題が多くあります。

これらの社会課題の解決に資する民間公益活動を促進するための「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号）」（以下「法」という。）等に基づき、一般財団法人日本民間公益活動連携機構¹（以下「JANPIA」という。）は、法に基づく指定活用団体として民間公益活動を行う団体（以下「実行団体」という。）に対して助成を行う資金分配団体を公募し、当団体が採択されました。

02 休眠預金等交付金に係る資金の活用により目指す姿

休眠預金等交付金に係る資金（以下「休眠預金等に係る資金」という。）の活用目的は以下 2 点です。

- ① 国及び地方公共団体が対応することが困難な社会課題の解決を図ること
- ② 民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間公益活動に係る資金を調達することができる環境を整備すること

これらの目的を達成することで以下のような効果が期待されます。

- 社会課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みが構築される
- 資金分配団体や実行団体が民間の資金を自ら調達して事業の持続可能性を確保する
- 我が国の社会課題解決能力が飛躍的に向上する
- 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献する

本事業の財源である休眠預金等は国民の資産であることから、国民をはじめとするステークホルダーに対する事業の透明性や説明責任を果たすとともに、事業による成果の可視化も求められます。そのため休眠預金事業では、事業評価の実施を重視します。また、民間公益活動の持続可能性を担保するために、民間公益活動を担う組織能力強化を目的とした伴走支援に重点を置いています。

¹ [一般財団法人 日本民間公益活動連携機構（JANPIA）、JANPIA の 10 項目のミッションと 7 項目のバリュー](#)

03 休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則

休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針（平成 30 年 3 月 30 日内閣総理大臣決定）において「休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則」が定められています。この基本原則に基づいて、休眠預金等に係る資金を活用する指定活用団体、資金分配団体、実行団体は業務を遂行することが求められます。基本原則は以下の 9 項目から構成されています。

- (1) 国民への還元
- (2) 共助
- (3) 持続可能性
- (4) 透明性・説明責任
- (5) 公正性
- (6) 多様性
- (7) 革新性
- (8) 成果最大化
- (9) 民間主導

04 優先的に解決すべき社会の諸課題

休眠預金活用事業において優先的に解決すべき社会の諸課題は以下のとおりです。

[優先的に解決すべき社会の諸課題]

(1) 子ども及び若者の支援に係る活動

- ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
- ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
- ③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援

(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動

- ④ 働くことが困難な人への支援
- ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
- ⑥ 女性の経済的自立への支援

(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

- ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
- ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

このうち、本公募により助成する民間公益活動では、

(1) 子ども及び若者の支援に係る活動

(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動

- ④ 働くことが困難な人への支援

(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

- ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援

の解決を目指しています。申請団体は、事業を提案するにあたり上記の優先すべき社会の諸課題から取り組む課題を選択してください。また、上記（1）から（3）の活動のうち、①から⑧以外でも、社会の諸課題の解決において多大な影響や効果が期待され優先して取り組むべき事項と考えられるものについては、その解決策や事業目標に関する提案が可能です。

2章 助成対象となる事業

01 助成方針

① 助成額

実行団体に対する助成額は、JANPIA から資金分配団体に支払われた助成金額の範囲内で、実行団体が提出する事業計画の内容を踏まえて決定します。

② 助成期間

資金分配団体である当団体は、最長3年間、実行団体に対して複数年度にわたる助成を行います。ただし、事業の終了時期は、原則として最長で2029年2月末までとし、別途資金提供契約（資金分配団体と実行団体が締結する契約）に定めることとします。

助成は、第1段階と第2段階に分けて行います。第1段階は2026年5月～2026年10月、第2段階は2026年11月～2029年2月です。第1段階で付す条件解消が第2段階の開始条件となるため、第2段階は最早では2026年5月開始となります。なお、第1段階中に第2段階の開始条件が解消できない場合は、第2段階での助成は行いません。

③ 助成金の支払い

助成金の支払いは、資金提供契約に基づき概算払いで行います。複数年度にわたる事業の場合には、申請時に複数年度にわたる事業計画と資金計画等の提出が必要です。

④ 自己資金の確保

実行団体の選定に際しては、事業の特性に応じ、休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みとして、補助率を設定し、事業に係る経費の20%以上は自己資金又は民間からの資金の確保を原則とします。ただし、財務状況や緊急性がある場合には、特例的にその理由を明示していただき、自己負担分を減じることを検討しますが、複数年度の事業においては、助成終了後の事業継続を見据えて事業の最終年度には補助率を原則である80%以下にさせていただきます。

⑤ 管理的経費

実行団体は、助成額の一部を管理的経費に充てることを可能とします。当該管理的経費は、役員員の人件費等や管理部門等の管理経費、事務所の家賃等に要する経費で、当該業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費とし、助成額の最大15%とします。

⑥ 人件費

総事業費の中で人件費を対象とする場合は、その旨と人件費水準等(人件費の幅又は平均値)を特記して Web サイト上で公表することを資金提供契約に定めることとします。

⑦ リスク管理

期待された社会的成果が達成できない可能性も想定し、適切なリスク管理を行っていただきます。

02 助成対象事業

1. 本助成事業の概要（再掲）

本助成事業の概要は以下の通りとなります。

事業名	就労が困難な若年層に対する支援を行う団体向け事業
事業種別	イノベーション企画支援事業
解決すべき社会の諸課題	(1)子ども及び若者の支援に係る活動 (2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動 ④ 働くことが困難な人への支援 (3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動 ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
期待する活動概要	就労困難な若年層（主に 15～39 歳の方）に安定的な就労へ至るための支援を行う実行団体と、その実行団体の受益者の拡大と事業財務基盤の強化、各団体の成長・支援方法の学びの体系化と公開を、目指します。
事業期間	2029 年 2 月末を期限とする最大 3 年間
公募スケジュール	公募要項公開 : 2026 年 2 月 20 日 公募締め切り : 2026 年 3 月 19 日 17:00 実行団体の審査、内定通知 : 2026 年 4 月中 助成事業開始（第 1 段階） : 2026 年 5 月 助成事業開始（第 2 段階） : 2026 年 11 月 ※第 1 段階、第 2 段階の位置づけは「第 II 編 3 章 02 審査段階について」を参照
採択予定実行団体数	第 1 段階：4 団体、第 2 段階：最大 4 団体 ・第 2 段階の採択は第 1 段階採択団体内から行う。 ・第 1 段階時に第 2 段階を開始するための条件を付し、その解消を資金分配団体として支援し、解消され次第、採択する。 ※第 1 段階：2026 年 5 月～2026 年 10 月、第 2 段階：2026 年 11 月～2029 年 2 月（第 1 段階で付す条件が解消次第、第 2 段階を開始するため、最早では 2026 年 5 月開始。）
総事業費	258,418,706 円（資金分配団体予算含む）
1 団体あたりの助成額	第 1 段階：上限 300 万円。 第 2 段階：上限 4,200 万円（1,400 万円×3 年）。 ※拠出タイミングは各実行団体と討議の上、決定する。 ※拠出方法は、KPI のマイルストーンを定め、その達成可否に応じて拠出する形式をとる可能性もある。

	※助成事業に対する評価(事前評価・中間評価・事後評価)を実施していただきます。そのための経費である評価関連経費(助成金額の5%以下)は上記に含まれません。1団体あたり上限225万円(75万円x3年)を想定します。
助成金の 使途の想 定	第1段階：人件費、調査研究費、旅費・交通費、業務委託費、等への資金拠出を想定。 第2段階：人件費、調査研究費、旅費・交通費、広告宣伝費、業務委託費、等への資金拠出を想定。
対象とな る団体	概要は以下の通りですが、詳細は「第Ⅰ編3章助成対象となる団体」、「第Ⅱ編3章01審査項目の全体像と選定基準」を必ずご参照ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労が困難な若年層（主に15～39歳の方）に、安定的な就労へ至るための、心身の安定、生活環境の整備、社会参加の促進や学び直し、就職機会の獲得、安定的な定着、などの支援を行っている団体 ・ これまでに、一定程度の支援・事業の成果を財務的に黒字で運営実現しているものの、当該事業を拡大・拡張していくための資金や経営・組織力が不足している団体 ・ しかし、本助成での資金・経営面の支援を通じ、受益者拡大・拡張と、事業・財務基盤強化を同時に進めたい意向がある団体
選定基準	項目は以下の通りですが、「第Ⅱ編3章01審査項目の全体像と選定基準」を必ずご参照ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の妥当性・社会性 ・ 事業の成長性と計画の実現可能性 ・ 目指す社会の変化と事業拡大との一貫性 ・ 財務の健全性 ・ 財務の持続性と計画の実現可能性 ・ 拡大／拡張が困難な理由と解決策の実現可能性 ・ SIPの貢献可能性 ・ 波及効果／連携と対話 ・ ガバナンス・コンプライアンス
対象地域	日本国内
申請方法	本事業 WEB サイト より申請書類をダウンロードしてください。 同サイト上掲載の事前登録フォームに記入の上、返信メールにて共有された提出用フォルダに申請書類一式を格納ください。

※通常枠と緊急枠の重複申請の可否

申請団体は通常枠と緊急枠の事業の内容が異なるものであれば、それぞれの公募枠に同じ時期に申請することも可能です。

03 助成金の構成

当団体からの助成金は、①実行団体の助成に必要な額から自己資金・民間資金を除いた「助成額」(A)、②評価関連経費(C)から構成されます。

[総事業費の概念図]

C 評価関連経費	A 助成額		B 自己資金や 民間資金等
	A に対して 5.0%以下	直接事業費 A に対して 85%以上	
			A+B に対して 20%以上

総事業費と助成額等との関係について

- 総事業費 (A + B + C) から評価関連経費 (C) を除いた事業に係る経費 (A + B) を 100%とした時、助成額 (A) は 80%以下、自己資金や民間資金 (B) は 20%以上となります。
- 補助率 = 助成額 (A) ÷ 事業に係る経費 (A + B)
助成額(A)の内訳については直接事業費 85%以上、管理的経費が 15%以下となります。

3章 助成対象となる団体

01 実行団体とその役割

社会の諸課題は現場から上がってくることが多いことから、実行団体には、事業の実施により社会の諸課題を解決するだけでなく、そうした課題を可視化するとともに、現場のニーズ等を資金分配団体等にフィードバックし、本制度の改善につなげていただくことを期待しています。

実行団体に期待される役割は以下のとおりです。

- ① 行政の縦割に「横串」を刺す、あるいは公的制度のいわゆる「狭間」に位置している具体的な社会の諸課題を抽出し、可視化する。
- ② 成果に着目しつつ休眠預金等に係る資金を効果的・効率的に活用し、社会の諸課題の解決に向けた取組を推進する。
- ③ 民間の創意・工夫を十分に活かし、複雑化・高度化した社会の諸課題を解決するための革新的な手法を開発し、実践する。
- ④ 自ら行う民間公益活動の成果評価を実施し、民間公益活動の見直しや人材等の資源配分への反映等、民間公益活動のマネジメントの中で評価を有効に活用する。
- ⑤ 現場のニーズや提案、事業成果等を資金分配団体から JANPIA にフィードバックすることにより、本制度の一層の改善につなげる。

※③について、本助成事業では、これまでに団体が取り組んでいなかった新規事業を立ち上げることを期待しておりません。既に団体が取り組んでおり、一定の実績がある事業について、民間の創意・工夫を十分に活かしながら、その事業の受益者の拡大・拡張を目指すことを評価します。

02 事業の評価

国民の資産である休眠預金等に係る資金の活用にあたっては、その成果を広く国民一般にわかりやすい形で公表し説明責任を果たす必要があります。そのために事業実施においては、達成すべき成果を事前に明示したうえで、その成果の達成度合いを重視した「社会的インパクト評価」を、自己評価を基本に実施することで成果の可視化に取り組むこととしています。休眠預金制度における社会的インパクト評価の目的は次のとおりです。

- 資金活用の成果の情報発信を積極的に行うことで広く国民の理解を得ること（所期の成果をあげていることを伝え説明責任を果たす）
- 評価結果を適切に予算や人材等の資源配分に反映することにより、効果的、効率的に行うこと（評価を活用した計画・進捗管理）。
- 厳正な評価を実施することで、事業の質の向上、独創的で革新的な民間公益活動の発掘、民間の資金や人材の獲得等（事業に対する理解を得て、支援者の輪が広がるなど）を促すこと。

上記の目的を達成するため、事業の実施段階に応じて次のとおり行います。

- 事前評価：事業開始時に実施する評価
- 中間評価：複数年度にわたる事業の進捗状況を把握する評価
- 事後評価：事業が終了する際に成果の達成状況や事業の妥当性の検証を行う評価
- 追跡評価²：課題の解決に時間を要する事業の場合に、資金の活用後しばらく経過した後に事業の副次的効果や波及効果等を把握する評価

※評価の詳細は、JANPIA の WEB サイトに掲載している、「[休眠預金活用における社会的インパクト評価](#)」をご確認ください。

※資金分配団体や JANPIA は、実行団体において評価の実務経験が少ないなど、必要な場合には、各実行団体の自己評価を伴走支援します。

※評価に関する事務負担が、本来なされるべき民間公益活動の負担にならないように留意します。

03 申請資格要件

実行団体として助成の対象となる団体については、本事業の目的に沿い、以下の2つの図で説明する内容に該当する団体を対象とします。

特に下図の「本助成の対象であるかのチェックリスト」は、一つでも該当しない項目がある場合は、原則、本助成事業の対象外となります。本公募要領の「第II編3章01 審査項目の全体像と選定基準」とあわせてご確認ください。

また、法人格の有無は問いませんが、ガバナンス・コンプライアンス体制を満たしている団体である必要があります。詳細は別添1をご確認ください。

² 必要に応じて実施する場合があります

事業の目的と対象とする団体

次のページ以降で詳細を説明していますが、下記点を満たす団体を対象団体として想定しています。

- 就労困難な若年層（主に15～39歳の方）に、安定的な就労へ至るための、支援を行っている団体
 - 心身の安定
 - 生活環境の整備
 - 社会参加の促進や学び直し
 - 就職機会の獲得
 - 安定的な定着、など
- これまでに、一定程度の支援・事業の成果を財務的に黒字運営で実現しているものの、当該事業を拡大・拡張していくための資金や経営・組織力が不足している団体
- 本助成での資金・経営面の支援を通じ、受益者拡大・拡張と、事業・財務基盤強化を同時に進めたい意向がある団体

© 2026. For information, contact Social Innovation Partners

本助成の対象であるかのチェックリスト

本チェックリストは協働の前提条件を共有するためのもので、一部でも合致しない項目がある場合は、原則、本助成の対象外となります。申請準備を進めて頂く前にご確認ください。また、判断に迷う場合には、早めに弊団体にご相談ください。

全てに該当する場合は、本助成の対象	一つでも該当する場合は、原則対象外 (ただし3点目の※2は例外あり)
本申請で受益者の拡大・拡張を目指す事業は、既に取り組んでおり、一定程度実績がある (※1)	本申請で受益者の拡大・拡張を目指す事業は、新たに開始するもので、実績はまだない
受益者のユニーク人数が増える	受益者のユニーク人数が増えない (既存と同一の受益者への追加支援で、質が改善する、頻度が増える、のみを目的としている等)
直近3期の団体財務が、黒字3期、或いは、黒字2期+先行投資等による赤字1期である	直近3期の団体財務が2期以上赤字、或いは、先行投資等以外の理由で黒字2期+赤字1期である (※2)
代表理事は、80%以上団体に従事している (ニフルタイム)	代表理事が、パートタイムである
単独申請である	コンソーシアム申請である

- ※1 受益者の拡大・拡張は、下記のイメージ例の様な形で、より多くの受益者に届くようになる社会的変化を想定します。
- 例1) ひとつの自治体で行っていた支援を、他の複数の自治体に展開 (含、委託事業) して、受益者が増える
 - 例2) 周知活動を強化することによって、同じ地域内でも支援が届いていなかった同属性の方々に届き、受益者が増える
 - 例3) 支援を届けていたある属性の当事者と類似の属性の方への有効性が分かったため、その方々へ支援を届け、受益者が増える
- なお、本休眠預金事業以外で、団体が別の事業を継続すること、新たな事業を立ち上げることを否定するものではありません。
- ※2 先行投資を除く運営費で赤字状態だと、事業を拡大・拡張することで赤字幅が一層拡大していくことが危惧されるため黒字運営を確認するものです。ただし、事業が継続できるかどうかにかかわらず、例えば2期以上赤字でも事業構造が明確に転換し直近期が黒字で今後も黒字見込みである、キャッシュフローや正味財産が十分に問題がない、などの継続的な事業拡大が確認できる場合は、早めに個別セッションにてご相談ください。

© 2026. For information, contact Social Innovation Partners

ただし、上記に該当する団体であっても、以下のいずれかに該当する場合は助成対象となりません。

- 宗教の教義を広め儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）
 - 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体
 - 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
 - 資金分配団体、活動支援団体、実行団体若しくは支援対象団体の選定を取り消され、その取り消しの日から 3 年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から 3 年を経過しない団体
 - 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - （ア）拘禁刑以上の刑（懲役及び禁錮を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
 - （イ）法の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
 - ガバナンス・コンプライアンスの体制面で、特定の企業・団体等から独立していない団体
 - 独立行政法人および国立大学法人
 - 地方公共団体等の行政機関と強い関係性を有する団体³
- ※設立経緯、運営財源の性質（行政の予算かどうか）、役員構成、独立した意思決定の可否等の団体の特性を総合的に衡量の上判断します。
- 資金分配団体と選定申請団体との役員の兼職は不可とし、過去に兼職関係があった場合、退任後 6 か月間を経過していない団体

³ 例えば、運営財源が 100% 行政予算で充当されている団体（当該団体が新たに民間資金を投入し、新規事業を実施するような場合は、別途判断）や、行政職員が運営実務に従事しその割合が申請団体の構成員の 100% を占める団体（行政職員であっても、職務外の行為として団体の事業に従事する場合にはこの限りではありません）が想定されます。

04 申請時の注意事項

- 今回申請する事業と、同時期に他の資金分配団体へ申請している又は申請する予定の事業は別事業であることが必要です。採択結果が分からない段階で、複数の資金分配団体に同一事業の申請をすることはできません。
- 今回申請する事業と、既に休眠預金事業として採択されている事業とは別事業であることが必要です。
- 国外を活動範囲に含む場合は、国内に主な活動拠点を有する日本の法人である必要があります。

4章 助成対象となる経費

01 助成額の積算について

資金計画書作成の際の助成金の積算については、別途詳細を定める「積算の手引き」（本事業 WEB サイト掲載）を参照してください。なお、以下の点については十分ご留意のうえ積算を行ってください。

- 対象経費
対象となる経費は、助成事業の実施に必要な経費のみとします。
- 事業年度
本事業の事業年度は4月1日から翌年3月31日までとしてください。
- 会計科目
資金計画書等は、原則、申請団体において財務諸表作成目的で通常用いている会計科目を使用してください。
- 算出根拠
各費目は、単価及び数量等の算出根拠を示す必要があります。「謝金」、「賃金」等は、団体の規程に定めがある場合は、当該規定に準拠してください。
- 人件費水準
人件費水準が社会通念上妥当と認められない場合には、調整する場合があります。
- 不動産の取扱い
土地の購入は助成の対象外とし、助成の対象は賃貸のみとします。建物は賃貸を原則とします。建物の購入又は新築は、事業目的の達成のために必要不可欠であり、他に代替手段がない場合に限り JANPIA と資金分配団体の事前の承諾を得たうえで特例として認めることとします。建物の購入又は新築価格の経済的合理性を確保する観点か

ら、JANPIA が不動産鑑定士等による評価を行い、当該評価額の 80%を上限に助成します⁴。

- 対象経費の確定

対象となる経費は、資金分配団体及び実行団体それぞれの間の個別の資金提供契約における資金計画書の確定をもって最終決定されるものとします。

- 税務

特に実行団体が営利法人である場合には、助成金や自己資金・民間資金の取り扱い等税務面での懸念事項について事前に所轄税務署や顧問税理士等にご相談の上、申請をご検討ください。

02 助成金の目的外使用の禁止・財産の処分制限

- ① 実行団体が資金分配団体から受けた助成金を資金提供契約において定める用途以外の用途に使用することは禁じられています。
- ② 実行団体は、本事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「本財産」という。）を、助成期間中及び事業終了後 5 年間（建物については、法人税法に定める減価償却資産の耐用年数の間）は、善良な管理者の注意を持って管理を行い、事業計画書に定める事業又は事業完了時監査において資金分配団体が承諾した事業の実施以外の目的で、使用、譲渡、交換、貸付け、担保設定その他の処分（以下「処分等」という。）を行う場合は、資金分配団体の事前の書面による承諾を得る必要があります。
- ③ 本財産の処分等により金銭その他の利益を得た場合、資金分配団体はその全部又は一部の返還を求めることができ、実行団体はこれに応じるものとします。
- ④ 本財産は、固定資産台帳その他本財産につき善良な管理者の注意をもって管理を行うために必要な書類を備えて管理してください。

⁴ 建物を購入又は新築する事業を計画する場合は、申請前に資金分配団体にご相談ください。

第Ⅱ編 申請について

1章 申請手続き

01 公募期間・スケジュール

公募要領公開（WEB サイト等）	2月20日（金）
公募説明会の開催	2月26日（木）9:00-11:00
公募締め切り日時	事前登録フォーム提出期限：3月19日（木）12:00 書類提出期限：3月19日（木）17:00
実行団体の審査 ※第1次（書類）審査後、第2次（面談）審査があります。	3月下旬～4月中旬 ※第2次審査は4月17日午後（オンライン）を予定しています。あらかじめ、日程を確保いただけますと幸いです。
実行団体決定、内定通知（第1段階）	4月下旬
契約締結、助成事業開始（第1段階）	5月上旬
実行団体審査、内定通知（第2段階）	10月下旬
助成事業開始（第2段階）	11月上旬

02 申請方法

本事業 WEB サイトより申請書式をダウンロードした上で、同サイト掲載の事前登録フォームから申請をお申込みください。申請書類一式を格納するためのリンクをお送りします。

事前登録フォーム提出期限：3月19日（木）12:00

申請書類格納期限：3月19日（木）17:00

申請書類の一覧は、「第Ⅱ編 第1章 03 申請に必要な書類」を参照してください。

03 申請に必要な書類

申請は、以下の書類に申請内容を記載いただきます⁵。

分類		申請書類	提出様式	必須● 任意○	備考	
提出する書類	申請事業ごとに	(様式 1) 助成申請書	PDF	●	※登録印の押印が必要	
		(様式 2) 事業計画書	Excel	●		
		(様式 3) 資金計画書等	Excel	●		
		(様式 4) 自己資金に関する申請	PDF	●	※該当する団体のみ提出	
団体ごとに提出する申請書類	JANPIA 共通様式	(様式 5) 団体情報	Excel	●		
		(様式 6) 役員名簿	Excel	●	※パスワード必須。パスワードは別途資金分配団体に提出	
		(様式 7) ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書	Excel	●	※ガバナンス・コンプライアンス体制の書き方については、別添 1 参照	
	SIP 指定様式	(様式 8) ロジックモデル	PDF	○	※事業計画書の内容を補足したい場合にご提出ください。SIP 指定様式以外での提出でも可とします。	
		(様式 9) 事業の妥当性・社会性補足資料	PDF	○		
		(様式 10) 収支・アウトプット計画書 (協働前～中～後)	Excel	●		
		(様式 11) ファンドレイズのサポートに関するアンケート	Excel	○	※第 1 段階の審査前に提出が可能な団体のみ提出	
	団体の 既存様式	決算報告書類	定款	PDF	●	
			登記事項証明書 (全部事項証明書)	PDF	●	※発行日から 3 ヶ月以内の写し
			事業報告書	PDF	●	※過去 3 年分。設立から 3 年未満の団体は提出可能期間分のみ提出
			貸借対照表	PDF	●	
損益計算書 (活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等)			PDF	●		
監事及び会計監査人による監査報告書	PDF	●				

⁵ 申請書類の作成等申請に要する費用、および選定後資金提供契約締結までに要する全ての費用については、各申請団体の負担となります。

※申請書類を提出する際には、各申請書類の名称を「(様式 1) 助成申請書_実行団体名」の様に変更の上、指定のフォルダにご格納ください。

04 公募説明会・個別相談会の実施

① 公募説明会の開催

オンラインにて、以下の日程で公募説明会を実施します。

開催日時：2026年2月26日（木）9:00~11:00

参加される団体は、本事業 WEB サイト上のリンクよりご参加ください。

なお、本説明会の録画は、本事業 WEB サイトにて後日公開いたします。

② 個別相談について

説明会への参加もしくは録画を視聴いただいた上で、個別のご相談がある場合には、本事業 WEB サイトの「お問い合わせフォーム」よりご連絡ください。原則、メールベースにてご回答させていただきます。

オンラインでの個別相談をご希望の場合には、同フォームから相談内容と合わせて、ご希望日時を複数お伝えください。（※個別でいただいたご質問・回答については、後日、本事業 WEB サイト上の「Q&A」に随時アップロードさせていただく予定です。）

なお、公平性の観点で、個別の事業への採択可能性に関するコメントはできかねますのでご了承ください。

2章 審査結果の通知等

01 審査結果の通知方法

審査の結果は申請団体に対し、メールで通知します。

02 審査結果の情報公開

- ① 休眠預金活用事業の原資が国民の資産であることに鑑み、「国民への説明責任」を果たすため、「情報開示の徹底」、「本制度全体の透明性の確保」等が強く求められています。資金分配団体は、採択の有無に関わらずすべての申請団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）を WEB サイトで広く公開します。
- ② 資金分配団体は、選定した実行団体の情報（選定した実行団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由、選定された各実行団体に対する助成の総額及び内訳並びにその算定根拠）を資金分配団体の WEB サイトで広く一般に公開します、但し公開にあたっては、当該実行団体の正当な権利又は利益を損なわないように配慮します。

- ③ JANPIA では JANPIA の WEB サイト上に資金分配団体の WEB サイトへのリンクを設定するなど、各資金分配団体の実行団体の公募の進捗について一般に公開します。また資金分配団体との協議の上、公募に関する情報を、JANPIA の事業報告書・WEB サイトその他の媒体により広く一般に公開できるものとします。

なお、上記の各公表は、少なくとも助成期間が終了するまで継続します。

また、上記に関しては情報公開同意書（助成申請書に記載がある）を提出していただきます。ただし、公表にあたっては、当該実行団体の権利・利益を損なわないように配慮します。

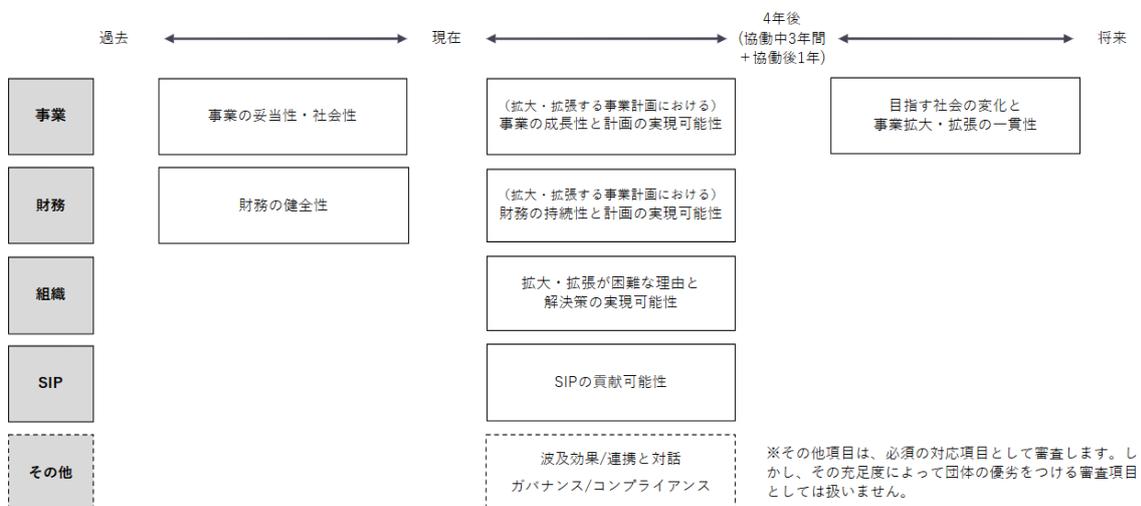
3章 審査について

01 審査項目の全体像と選定基準

実行団体は、次の選定基準にもとづき選定を行います。

2月26日の説明会（録画は後日公開）で、本審査基準について説明しますので、ご参照ください。また、説明会後に事業 WEB サイト上に審査基準に関する補足資料も掲載します。あわせてご参照ください。

審査項目の全体像



具体的な審査観点：事業

★ 書類審査と1回の面談では確認しることができない内容であるため、採択後、第1段階の協働を通して、認識を深め、確認することを想定しています

審査項目	審査項目の意図	審査の観点	主に審査すること
事業の妥当性・社会性	当事者の現状・課題を明確に捉え、それに基づく就労に繋がる支援を、実証等で、受益者の変化や数に関して一定程度の実績があること	団体が支援する若年層の定義	団体が支援する典型的な当事者として、明確に説明されているか？ (具体的には、年齢、属性、置かれた状況、どのような段階にある方なのか(※1)、など)
		就労につまずく要因・構造	なぜ就労できないか、なぜその状況に陥るか、の要因や構造が明確か？ 既存の行政制度や民間支援では、不足する理由や構造が明確か？ (行政支援の有無。有るが金額の量・期間の問題、手続きの難点、制度・運用上の限界、等があるか?)
		支援の内容と効果	支援の内容が、上記でとらえた当事者が置かれた課題に対応した、適切な打ち手になっているか？ 支援によって、当事者の行動や状態はどのように変化し、次の段階に移行していると言えるのか？(※1)
		受益者数の実績(※2)	既に、継続して、一定程度の定量的な支援実績が積み上がっているか？ (受益者全てが当事者でない場合は、)当事者の定義・判定方法が適切か？
		アウトプット指標の成長計画	アウトプット指標が成長する事業計画が示されているか？
事業の成長性と計画の実現可能性	受益者が拡大する事業計画ができており、そのために必要な打ち手施策とリソース確保、実施体制の蓋然性が高いこと	事業の課題と打ち手	アウトプット指標の目標数値の実現に向けた、課題一打ち手施策が適切だと考えられるか？
		外部との連携基盤	成長が実現できる根拠の1つとして、これまでどのような連携基盤を築いてきたか？ (例：これまで自地域内で築いてきた深い関係性、展開先への初期的な関係性、など)
		拡大・拡張と基盤構築のための内製化に必要な組織体制★	代表理事は、80%以上団体に従事しているか？ 良い経営チームであるか？(※3) 現体制への補填も踏まえた上で、組織全体、および休眠預金事業遂行の人員体制の予定は適切か？ 上記の検討にあたり、受益者の拡大・拡張、基盤構築に向けた人材育成も考慮されているか？
		ロジックモデルとアウトカム・アウトプット指標★	適切な、ロジックモデルはあるか？(誰のどのような状態変化を目指すか、論理のつながりは明確か？) 経営チームとして、考え方が統一されているか？ 適切な、アウトカム指標、アウトプット指標があるか？ (アウトプット指標は、継続計測しやすく、アウトカムと現事業に結びついているか?)
目指す社会の変化と事業拡大の一貫性	中長期的な社会変化が明確で、本申請の事業拡大が、その変化につながる形で説明できていること		

※1 右記に限定される訳ではありませんが、日常生活の安定⇨社会参加の促進⇨就労準備⇨就労訓練・マッチング⇨就労定着といった段階の中で、どのような状態を課題と捉え、どのような状態に移行していくことが必要だと考えられているかを説明頂きたい意図です。

※2 本事業と同じ支援内容と判断できるならば受益者に含めて問題ありません。内容や内訳がよくわからない場合には質問確認させて頂く場合があります。

※3 経営チームは、主に代表理事以外の常勤の理事・事務局長、拡大・拡張する事業の統括者、等を想定します。

© 2026. For information, contact Social Innovation Partners

具体的な審査観点：財務

★ 書類審査と1回の面談では確認しることができない内容であるため、採択後、第1段階の協働を通して、認識を深め、確認することを想定しています

審査項目	審査項目の意図	審査の観点	主に審査すること
財務の健全性	上記の支援を、経済的に成り立つ事業として、既に運営していること	過去の収支	団体の純利益が黒字3期、ないしは黒字2期+先行投資による赤字1期で運営できているか？ (主な財源の種類は問わない(寄付・助成・委託・事業収入、など)) ※先行投資を除く運営費で赤字状態だと、事業を拡大・拡張することで赤字幅が一層拡大していくことが危惧されるため黒字運営を確認するもの
財務の持続性と計画の実現可能性	受益者が増えた助成終了後でも、本助成なしで、黒字での見通しがたつこと	助成中の体制と収支見通し★	受益者の拡大と事業・財務基盤構築に必要な適切な体制があるか？(ファンドレイザー、営業・マーケティング担当者、など) 現体制に対して補填が必要な場合は、その補填も含めて適切な金額が計画に見込まれているか？
		助成後の体制と収支見通し★	助成終了後に、拡大した活動を継続維持するための費用(継続事業費、人件費、その他固定費、など)を適切に見込んだ上で、協働期間での事業計画と連続性のある数値のもと、黒字になっているか？

© 2026. For information, contact Social Innovation Partners

具体的な審査観点：組織、SIP、その他

★ 書類審査と1回の面談では確認しきることができない内容であるため、採択後、第1段階の協働を通して、認識を深め、確認することを想定しています

審査項目	審査項目の意図	審査の観点	主に審査すること
拡大・拡張が困難な理由と解決策の実現可能性	資金・経営面の制約で受益者の拡大・拡張ができなかった理由が明確であり、かつ解決策の実現可能性が高いこと	資金・経営面の制約	資金・経営面の制約で、受益者が拡大・拡張できなかった理由が明確であるか？
		解決策の実現可能性 ★	そのための事業・財務基盤の強化に関する解決策は現実的であると考えられるか？ 補填が必要な人材がいる場合、欲しい人材像の、役割・稼働工数は具体的か？ 確保の目的はたちらうか？
SIPの貢献可能性	SIPによる貢献が有効に動く可能性が高いと考えられること	5つの力点の具体例 ★	重点的に取り組むべきことを、5つの力点から1個以上選んでいるか？ その力点がどのように有効に動くかの仮説が、具体的で、信ぴょう性があるか？ (現状→課題→打ち手→4年後の姿が説明されているか？)
		(もしあれば) その他の協働例 ★	5つの力点に限定せず、重点的に取り組むべき内容があるか？ その力点がどのように有効に動くかの仮説が、具体的で、信ぴょう性があるか？
		SIPや業務委託との連携の有効性 ★	SIPや業務委託等と適切に連携がとれる状態にあるか？ SIPや業務委託のスキルを踏まえ、課題に対し、有効に貢献できると考えられるか？
波及効果/連携と対話	経営や就労支援に関する学びを、SIPと共有し、社会に対して公開し、普及に協力的であること	学びの公開・共有への同意	下記2点に関し、同意いただけるか？ ・ 収支や支援、運営、組織強化のノウハウの公開を、約束いただけるか？ ・ 資金分配団体 (SIP) と協力し、ノウハウの普及に取組むことを、約束できるか？
ガバナンス・コンプライアンス	公正かつ的確に遂行できる体制を備えていること	精算、規定、対応	精算：JANPIAや同程度の大型助成の採択経験はあるか？無いならば、サポートの増強体制が事業計画に織り込まれているか？ 規程：公募要項に基づく規程の整備に問題がないか？ 対応：応募や審査にあたり、スムーズに適切にやりとりいただけるか？

© 2026. For information, contact Social Innovation Partners

※その他選定時の留意事項

- 政治活動や宗教活動等との峻別

申請資格要件に関連して、申請事業については、政治活動や宗教活動等と明確に区分された内容となっていることが必要です。

〈想定される不適切な事例〉

(例1) 主として団体の政治活動や宗教活動等に要する人件費、整備備品費その他の経費を本事業の経費として助成金を充当(流用)するケース

(例2) 休眠預金等活用事業により購入した物品・機材等を団体の政治活動や宗教活動等で使用するケース、他の団体が行う政治活動や宗教活動等に使用させるケース

(例3) 休眠預金等活用事業により役務提供を受けている受益者を団体の政治活動や宗教活動等に参加させるため執拗な勧誘を行うケース

- 行政施策との関係

行政・NPO・ボランティアとの連携・協働が進展している事業領域においては、休眠預金等活用事業が行政施策の後退を許容するものではないことを前提としつつ、現行の行政施策が十分に行き届いていない場合や、よりきめ細かな支援が必要とされる場合は、以下の観点に即して個別に判断して事業を選定します。

① 申請する事業分野における行政施策の取組状況

② 本制度により申請事業を実施する意義

③ 申請事業終了後に、自治体に対する行政施策化の働きかけ又は行政補助金等を活用した事業継続等を行う見込み

- 他の助成金

国又は地方公共団体から補助金又は貸付金等の支援（ふるさと納税を財源とする資金提供を含む）を受けていない、かつ受ける予定のない事業の中から助成対象事業を選定します⁶。なお、他の助成財団から助成等を受けている団体が、同一事業について実行団体として助成等を受けることは可能とします。

また、独立行政法人や実質的な行政の出先機関である団体は採択ができません。一方で、行政からの委託を受けていること自体は問題ありません。（脚注 6 の資料もあわせてご参照の上、ご不明点がある場合には、個別にご相談ください。）

- 事業対象

既存の助成財団等が申請した場合、休眠預金が実質的に他の事業の財源に活用されると想定されるなど、当該財団への単なる財政支援に相当する場合は選定しません。また、営利法人が申請した場合に、当該法人の営業に利するために行う事業であると見受けられる場合は、選定しません。

- 不選定の損害等

審査の結果、実行団体に選定されなかったことによる一切の損害及び本制度に係る法令や政府の運用方針の変更等による損害については、当団体が責任を負うものではありません。

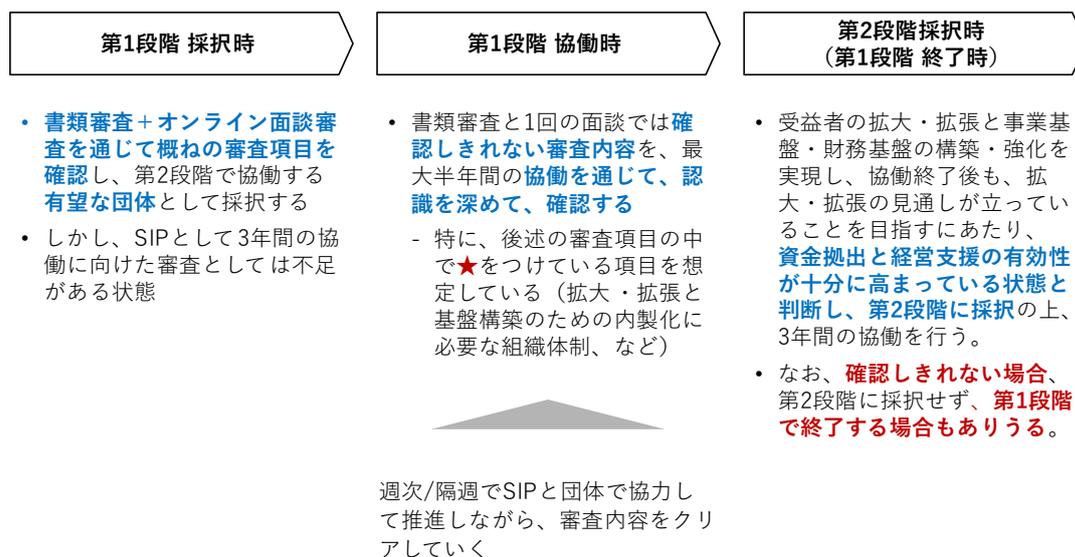
- 実行団体の選定に当たっては、社会的成果の最大化の観点から行います。また、社会の諸課題解決の手法の多様性、団体の多様性にも留意した対応の観点から、特定の地域に偏らないように配慮するとともに、分野について配慮します。また、優先的に解決すべき社会の諸課題の分析及びその解決の取り組みにあたっては、ジェンダー平等、社会的弱者への支援等、社会の多様性に十分配慮します。さらに、分野の垣根を越えた関係主体の連携を伴う民間公益活動や、ICT 等の積極的活用等、民間の創意と工夫が具体的に生かされており、革新性が高いと認められることも考慮します。

⁶ 詳細は「[休眠預金による助成金と国等からの補助金の重複受領について](#)」をご参照ください。

02 審査段階について

本事業では、2段階に分けた協働を行います。第1段階審査による採択、第1段階での協働、第2段階審査による採択、に関する位置づけは、下図をご参照ください。

第1段階は、書類＋オンライン面談審査で採択した有望な実行団体とSIPで協働し、確認しきれない審査内容を確認し、第2段階に採択できるよう進めていく



© 2026. For information, contact Social Innovation Partners

03 ガバナンス・コンプライアンス体制等の確認等

- 事業を公正かつ適確に実施できるよう JANPIA が規定するガバナンス・コンプライアンス体制を備えていることが必要です。（申請時に様式 7 ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書を提出していただきます。）
- なお、採択された実行団体は、助成実績の経験値、専門性を有するメンバーの在籍の有無及び団体の法的なステータスなどを考慮して、助成期間中（一部は契約締結時まで）に各団体に応じたガバナンス・コンプライアンス体制を整備していただきます。詳細は別添 1 をご確認ください。

04 その他の審査における着眼点

以下の着眼点に即して審査を実施します。

- ① 利益相反防止のための措置を講じない限り、資金分配団体と利益相反の関係があるとみられる組織、団体等を実行団体に選定しないこと

※以下、利益相反と考えられる場合とその対応についての例です。

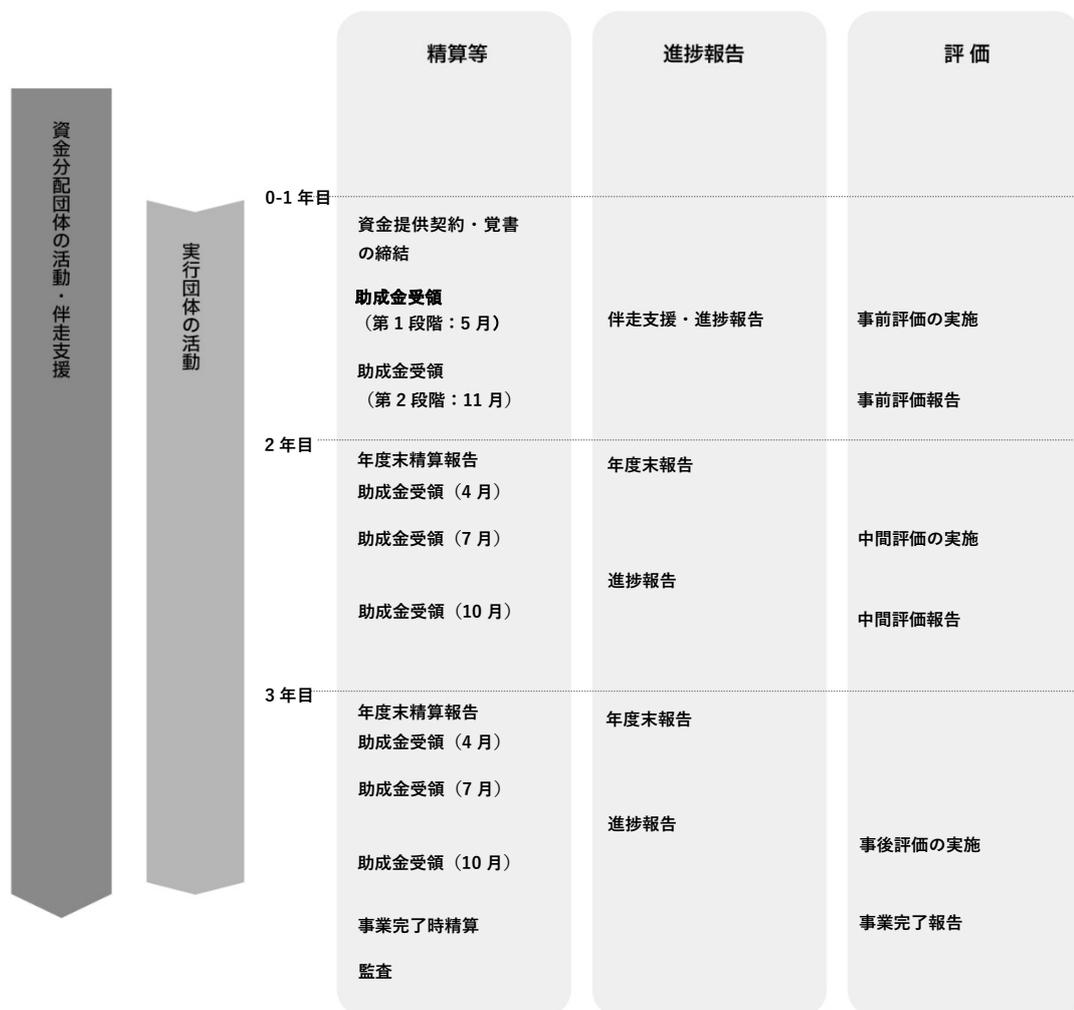
- 資金分配団体の理事等の役員が実行団体の候補団体の役員に就任している場合、又はその逆のケースは、利益相反のリスクがあるため、利益相反防止のための措置を講じても当該団体を実行団体に選定することはできません。
 - 実行団体の募集にあたっては、会員（メンバー）団体に限定せず、それ以外の団体にもオープンに、公平・公正に公募を行います。
- ② 第1段階だけでなく、第2段階においても、公平で公正な審査のため、第三者の外部専門家等から構成される審査会議において審査を行います。また、審査の結果は申請団体に対し、メールで通知し、選定結果の情報を公表します。 ※公表内容については、「2章 02 審査結果の情報公開」を参照してください。

第III編 選定から助成終了まで

1章 助成事業の流れ

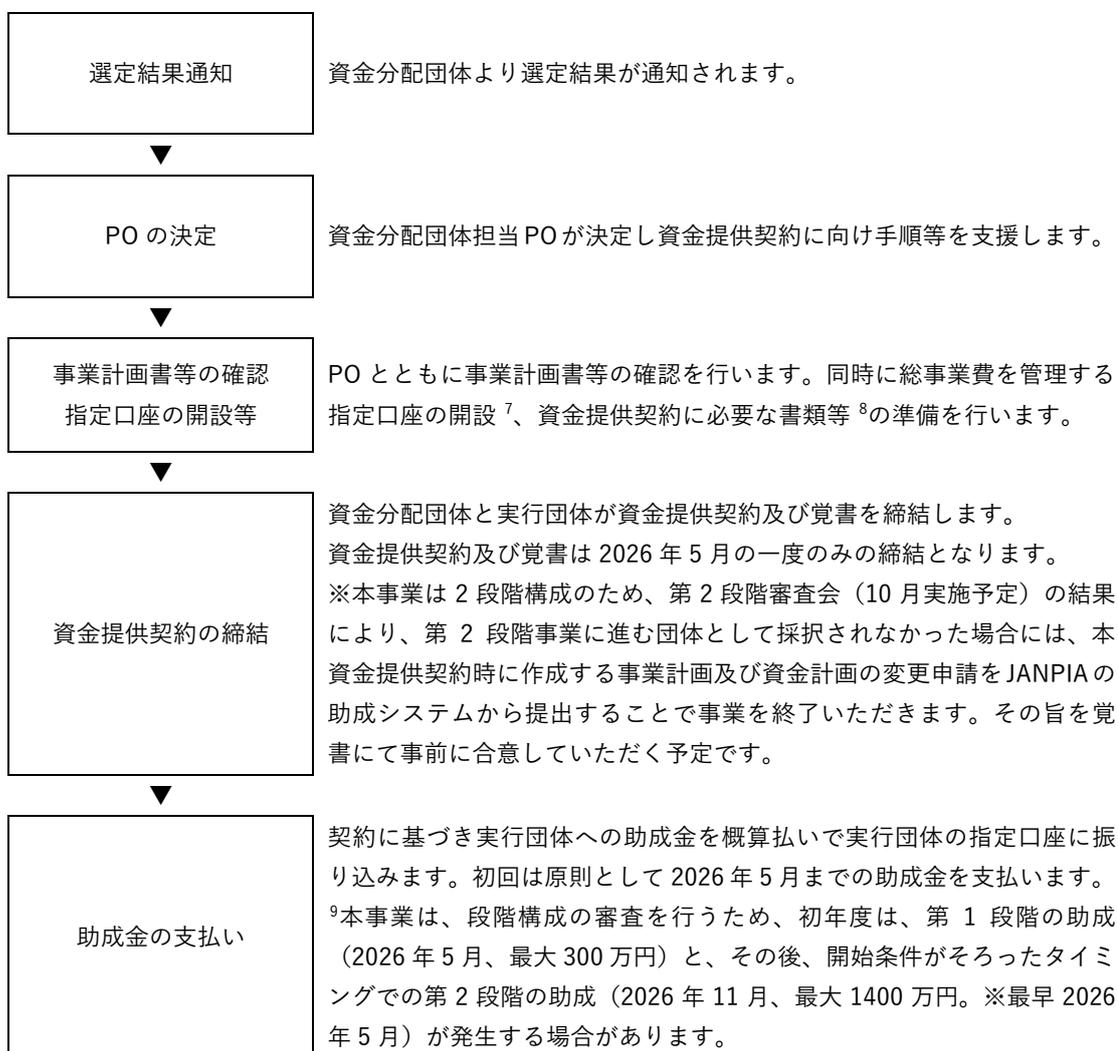
01 助成期間中の主な流れ

実行団体の助成期間中の主な流れは次のとおりです。



02 内定から資金提供契約まで

採択が決定（内定）してから資金提供契約締結による事業開始までの主な流れは次のとおりです。



03 資金提供契約及びその要点

資金提供契約は、助成事業の実施に関して必要な事項を定めたJANPIA指定の資金提供契約書（ひな型）により行います。原則、この資金提供契約は変更できません。以下、資金提供契約の要点を記載します。詳細については本事業WEBサイト掲載の資金提供契約書（ひな型）をご参照ください。

⁷ 総事業費を一元的に管理するため、本事業の総事業費のみを管理するための指定口座を開設します。なお、預金保険制度により万一の時にも預金が全額保護されるべきという観点から、決済用預金口座を開設してください。通帳がない口座については、インターネットを通じ取引明細が随時出力できるものに限ります。休眠預金事業では、総事業費は指定口座でのみ管理します。また、総事業費以外の金銭の管理を行わないようにし、本総事業費は運用しないでください。

⁸ 印鑑証明書、現在事項全部証明書（取得から3ヶ月以内のもの）、指定口座の通帳コピー等。

⁹ 詳細は「[積算の手引き](#)」をご参照ください。

実際の締結時には、弁護士のアドバイスを受け、本様式から変更が入る可能性があります。

① 進捗管理、各種報告

資金分配団体は実行団体の進捗管理を行います。原則として毎月1回以上、対面形式（WEB会議を含む）による進捗状況について協議を行います。

また、実行団体は、資金提供契約に基づき、休眠預金助成システムを用いて原則として6か月ごとに民間公益活動の進捗状況の報告を行います。さらに、各事業年度が終了するごとに翌月までに事業と収支の報告を行います。

② ガバナンス・コンプライアンス体制の整備

実行団体は、不正行為、利益相反その他組織運営上のリスクを管理するため、ガバナンス・コンプライアンス体制の整備を行います。また、総事業費の不正使用、違法行為等が疑われる場合には、直ちに資金分配団体に通知し不正行為等の是正のために必要な措置を講ずるものとします。

なお、実行団体は不正行為等の事案が明らかになった場合は、当該事案が発生した原因を究明し、再発の防止のための措置を講ずるとともに、その事案の内容等について資金分配団体に報告し公表することとします。

③ 実行団体の選定及び監督

資金分配団体は、実行団体の選定に当たっては、実行団体の多様性に十分配慮するとともに、採択結果が特定の団体等に偏らないよう留意します。なお、資金分配団体と実行団体は資金提供契約を締結し、事業の進捗状況の把握と緊密な連携を行います。

④ 事業の評価

休眠預金制度の事業の実施に当たっては、達成すべき成果を事前に明示したうえで、その成果の達成度合いを重視した「社会的インパクト評価」を実施することで、成果の可視化に取り組むこととしています。

⑤ シンボルマークの活用

休眠預金等を活用して実施する事業であることを示すためのシンボルマーク¹⁰を表示してください。具体的な利用方法については、JANPIAが別途定める「シンボルマーク利用手引き」をご参照ください。

⑥ 情報公開

資金分配団体は、実行団体の公募に当たって、公募要領や公募に必要な書式について自団体のWEBサイトで公表します¹¹。また、実行団体は、人件費の水準、ガバナンス・コンプライアンス体制に関する規程類等を自団体のWEBサイトで一般に公表します。なお、JANPIAは、資金分配団体及び実行団体が助成システムへ登録した情報のうち公開情報として登録された情報について、広く一般に公開できるものとします¹²。

⑦ 選定の取消し

資金分配団体は、実行団体が次のいずれかに該当すると判断した場合、選定の取消

¹⁰ [シンボルマークのダウンロード](#)、[シンボルマークの規程、手引き等](#)

¹¹ 公募終了時に、申請した団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）、さらに採択団体決定時に、選定した実行団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由、助成総額とその算定根拠を当該資金分配団体のWEBサイトで少なくとも助成期間が終了するまで一般に公表します。

¹² これらの事業の情報に関して JANPIA は、資金分配団体および実行団体と協議の上、JANPIA の事業報告書・WEB サイトその他の媒体により広く一般に公開できるものとします。

し、又は事業の全部若しくは一部の停止を求めることができます。実行団体は、この求めに応じる必要があります。さらに、選定を取り消され、その取消の日から3年を経過しない団体は、資金分配団体の選定に申請することができません。

(ア) 助成金の活用による助成事業の適正かつ確実な実施が困難であるとき

(イ) 不正行為等があったとき

(ウ) 関連法規等に基づく措置、処分等又は資金提供契約に違反したとき

(エ) 上記に掲げる事由のほか、本契約が解除された場合、その他助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行が困難と認められるとき

⑧ 規程類の整備・公開

実行団体の規程類が資金分配団体と実行団体間で定めた期限内に公開されない場合、資金分配団体は実行団体の規程が公開されない理由を確認のうえ、事業の実施期間中においては実行団体への助成額の全部若しくは一部の支払いを留保できるものとし、事業終了後においては期限までに規程を整備公開しなかった事実を今後の休眠預金等に係る資金の活用に関する事業の公募申請審査において実行団体の評価における減点要素にすることができるものとする。

JANPIA 及び資金分配団体は実行団体において整備された規程の運用状況について本事業終了後1年後を目途に調査できるものとし、実行団体はこれに協力するものとする。

04 助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行の確保

資金分配団体は、資金提供契約に基づき実行団体における助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行を確保するため、必要があると認めるときは、実行団体に対し以下の措置を講ずることとします。また、不正行為等があったときには、資金分配団体又は JANPIA の WEB サイトにおいて当該事案を広く公表することとします。

- ① 実行団体における助成金を活用した事業または当該事業に関する財産の状況に関する報告、資料の提出。
- ② JANPIA 及び資金分配団体の職員に実行団体の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、助成金を活用した事業及び財産の状況に関する質問、帳簿書類その他の物件の検査。
- ③ 当該実行団体における事業の公正かつ的確な遂行のための体制整備等の履行を担保するための措置。
- ④ 助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行を確保するために必要な措置。
- ⑤ 資金分配団体が実行団体を監督するための必要な事項の確認。

05 会計監査の実施

本事業を含む毎年度の決算書類について、内部監査又は外部監査を実施してください。可能であれば外部監査を受けることを推奨します。なお、外部監査に係る経費については、管理的経費に含めることができます。

2章 その他

01 個人情報の取扱いについて

全ての個人情報について、不正アクセス、盗難、持ち出し等による紛失、破壊、改ざん及び漏えい等が発生しないように適正に管理し、必要な予防・是正等の適切な安全管理措置を講じます。また、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、適切な委託先を選定するとともに、委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結し、さらに、委託先において個人情報の適正な管理が行われるよう管理・監督します。

お問い合わせ先

一般社団法人ソーシャル・イノベーション・パートナーズ

[住所] 東京都品川区上大崎 3-2-1 目黒センタービル 8階

[Email] sip_kyumin@sipartners.org

[事務局営業日について]

平日 10 時~17 時(土日祝日休) ※5 営業日以内に回答いたします。

別添1：ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書作成の際の参考資料

自団体におけるガバナンス・コンプライアンス体制の現況を確認いただきます。

休眠預金活用事業としての説明責任を果たすために、適切な資金管理とそれを支える体制確保が求められます。この体制整備については、実行団体の規模、体制整備の実状などを踏まえて、事業実施期間中を通じて段階的に取り組み、実効性のある体制確保に努めます（運営ルールの明確化、法人形態毎に求められる体制整備について実効性のある形で実施）。

自団体における、指針・ガイドライン・事務フローなど組織内において、適切な資金管理をはじめ事業実施に必要な意思決定や進捗管理等に必要なルール等が明確化され、役職員等に周知されている状態を目指します。

ガバナンス・コンプライアンスに関し整備する事項	実行団体整備義務
①契約締結時までに、休眠預金の資金を適切に扱っていただくために、すべての実行団体に対応いただきたい事項	
社員総会・評議員会の運営に関すること	◎
理事会の構成に関すること ※理事会を設置していない場合は不要	◎
理事会の運営に関すること	◎
経理に関すること	◎
コンプライアンスに関すること ※契約締結時までにコンプライアンス施策を検討・実施する責任者を設置	○
内部通報者保護に関すること ※自団体で整備困難な場合、JANPIAのヘルプライン窓口を活用可能です	○
②事業実施期間中に、段階的にお取り組みいただく事項	
利益相反防止に関すること	△
倫理に関すること（ハラスメント禁止に関することを含む）	△
理事の職務権限に関すること	△
監事の監査に関すること	△
組織（事務局）に関すること	△
文書管理に関すること	△
情報公開に関すること	△
リスク管理に関すること	△
役員及び評議員の報酬等に関すること	△
職員の給与等に関すること	△

◎契約締結時までに整備、○一部を契約締結時まで、残りを契約期間中に整備、△契約期間中に整備

※ 第1段階に採択された団体の留意事項

資金計画に人件費を計上する場合、人件費水準の公開が必要になります。第2段階に採択されなかった場合でも、「①契約締結時までに、休眠預金の資金を適切に扱っていただくために、すべての実行団体に対応いただきたい事項」に加え、「②事業実施期間中に、段階的にお取り組みいただく事項」のうち、人件費に関わる項目（役員及び評議員の報酬等に関する事／職員の給与等に関する事等）や、団体状況に応じた書類・体制の整備が必要になります。あらかじめご留意ください。

※ 考慮される団体の特性

- ・ 助成実績の経験値（有無、年数、助成額の規模感）
- ・ 専門性を有するメンバーの在籍の有無（経理の専任者の有無、団体運営の実務経験を有する職員の在籍の有無他）
- ・ 団体の法的ステータス（法人形態、任意団体等）
- ・ 団体運営をサポートする体制・現状（業務の外部委託等の状況）など